平成26年度　国への提言・提案（重点項目）　平成25年11月実施

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 提言 |
| 1 | 「地方目線」の少子化対策 （少子化危機突破基金の創設） | １　今般決定された消費税率の引き上げ分を、確実に社会保障財源  に充てるとともに、少子化対策を国策の中心に据え、地方の創意工  夫を活かした雇用対策から結婚、妊娠・出産、子育てを通じた「地方  目線」のきめ細かな少子化対策を集中的に展開できるよう、国が地方  の取り組みをしっかりと後押しするための「少子化危機突破基金」を  創設すること。 ２　また、保育基盤整備等のために、安心こども基金は引き続き継続  させること。 |
| 「地方目線」の少子化対策 （企業を巻き込む制度的な仕組み） | １　次世代育成支援対策推進法について、社会保障の安定財源が確  保されるこの機会に恒久化を図ること。 ～恒久化にあたって取組を強化する視点～ （１）中小企業の取組促進  　企業の少子化対策を促進し、取組の底上げを図るため、労使の合  意形成、負担軽減に取り組みながら、対象企業の拡大に努めること。 （２）取組のインセンティブ強化 　・「くるみん」企業の新たな優遇税制の創設（育休代替要員の雇用に  要した費用等に関する法人税額控除等） 　・「くるみん」周知による企業の採用活動上のメリット、企業イメージの  向上策 （３）行動計画策定指針の見直し  「結婚支援」や「ライフプラン教育」など少子化対策の動向や変化を  踏まえた内容についても行動計画策定指針に盛り込み、各主体の計  画的な取組を促すこと。 （４）次世代育成支援対策推進法の推進のしくみ 　 少子化危機突破へ向けて地方公共団体及び事業主の計画 的な  取組をより一層進めるためには、「次世代育成支援対策推進法」の恒  久化・強化を行い、少子化対策担当大臣を中心に政府一丸となって、  その推進を図ることが必要。 ２　男性の育児休業の取得を通じた育児参画を促進するため、育児  休業給付の給付率を拡大すること。 |
| 2 | 農林水産物・食品の輸出促進に向けた環境整備 | １　農林水産物・食品の輸出に関する一連の情報を品目別・国別に  収集し、ワンストップで事業者に提供できる仕組みを構築すること。 ２　青果物や畜産物など生鮮食品の輸出促進の障壁になっている輸  出先国の検疫条件等の規制緩和に取り組むこと。 ３　国別・品目別輸出戦略の実効性を確保するため、輸出に取り組む  事業者向け対策の十分な予算を確保すること。 |
|  | 項目 | 提言 |
| 3 | 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成 | （１）紀伊半島の「新たな命の道」となる熊野尾鷲道路（Ⅱ期）および新  　宮紀宝道路の着実な整備推進ミッシングリンクとなっている未事業化  　区間（熊野大泊ＩＣ～すさみＩＣ間の約65ｋｍ）の早期事業化 （２）新名神高速道路の着実な整備促進 （３）東海環状自動車道(西回り区間、特に県境部）の着実な整備推進 （４）鈴鹿亀山道路の早期実現のための計画検討の推進 （５）名神名阪連絡道路の早期実現のための計画検討の推進　 （６）国道１号北勢バイパスの事業化区間の整備推進と未事業化区間  　の早期事業化　 （７）国道23号中勢バイパスの整備推進 （８）国道１号桑名東部拡幅（伊勢大橋架け替え）事業の整備推進 （９）・四日市インターアクセス道路、伊勢志摩連絡道路の整備推進に  　　 必要な予算の確保  ・近鉄名古屋線（川原町駅周辺）連続立体交差事業や松阪公園大  　　 口線など街路事業の推進に必要な予算の確保 |
| 4 | 命と暮らしを守る事前防災・減災対策および総合的な老朽化への支援 | １　頻発する風水害・土砂災害や地震・津波に対する事前防災・減災  対策、老朽化が急速に進行する公共土木施設の計画的かつ適切な  維持管理に取り組むことができるよう、防災・安全交付金の増額など  国の支援をさらに強化すること。２　特に維持管理において、橋梁、河  川管理施設、下水道施設など、長寿命化計画等を策定した施設の修  繕や更新に必要な財源を安定的に確保するとともに、現在、交付金  の対象となっていない小規模な施設の修繕や機器の更新、堆積土砂  の撤去などを防災・安全交付金の対象事業とすること。 |
| 5 | 頻発する風水害に備え、安全な地域づくりを進める事業への支援 | （１）・川上ダムの速やかな検証の完了と早期完成  　・伊賀市三田地区の浸水被害の早期軽減に向けた、国、県、市に  　　 よる「三田地区浸水被害対策会議」における検討の推進  　 ・台風18号による災害の早期復旧および木津川河川改修に関す  　　 る国の支援 （２）大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津  　波対策として、直轄河川事業を推進すること。 （３）大規模水害等に備えた治水対策や大規模地震に備えた地震・津  　波対策として、直轄海岸事業を推進すること。 （４）大規模土砂災害を発生させる深層崩壊に関する調査対象範囲を  　拡大するとともに、深層崩壊の影響範囲や発生時期を予測する手  　法を確立すること。 （５）抜本的な治水安全度の向上のため、ダム検証で継続が認められ  　た鳥羽河内ダムの整備推進に必要な予算を確保すること。 |
|  | 項目 | 提言 |
| 6 | 大規模地震に備え、命と施設を守る対策への支援 | （１）・大規模地震発生の切迫性が高い地域において、急がれる河川・  　 海岸堤防の耐震対策などのハード対策、海岸堤防の補強など地  　 域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進めるため、防災･安全  　 交付金に係る予算の確保など国の財政支援を強化すること。  ・大規模地震発生の切迫性が高い地域において、急務である河川  　　　河口部の堤防補修を防災･安全交付金の対象事業とするように  　　　支援制度を拡充すること。  ・木造住宅のさらなる耐震化促進のための耐震補強補助金の増  　　　額、住宅の除却に対する補助の新設など支援制度を拡充するこ  と。  ・不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化促進に向けた、  　　　地域の元気臨時交付金の充当期限の延長や要件の緩和など財  　　　政支援を強化すること。 （２）大規模地震発生の切迫性が高い地域において、下水道の耐震  化・津波対策など地域のニーズを踏まえたきめ細かな対策を進める  ため、防災・安全交付金に係る予算の確保など国の財政支援を強化  すること。 （３）・民有の海岸保全施設の老朽化・耐震対策への支援制度を創設  すること。  ・国有港湾施設については国の責任で補修を実施すること。  ・直轄港湾改修費の予算確保を図ること。  ・防災・安全交付金の補助対象施設の拡大及び予算確保を図るこ  　　　と。  ・維持浚渫に対する補助制度の創設、適債条件を緩和すること。 |
| 7 | リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業 | １　リニア中央新幹線の全線同時開業を実現するための具体策を早  急に検討し、方策を示すこと。 ２　ルートは、災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダン  ダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとすること。 ３　中間駅は、その便益が紀伊半島全体に拡がるような、交通結節性  の高い位置とし、早急に駅の概略位置を決定し、公表すること。 |
| 8 | 地方が進める防災・減災対策を促進するための財政支援の拡充 | 南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、地方公共団体が地域の特性に応じて危機感を持って集中的に進めている防災・減災対策を促進するため、緊急防災・減災事業債と同等の財政支援措置を継続・拡充すること。 |
| 9 | 竜巻等突風への予測技術等の充実・強化 | 竜巻等突風に関する防災気象情報について、更なる観測網の整備等気象監視・予測技術の充実・強化を図るとともに、竜巻等突風の対策を早急に講じること。 |
|  | 項目 | 提言 |
| 10 | みえライフイノベーション総合特区の推進 | １　「みえライフイノベーション総合特区」の核となる統合型医療情報デ  ータベースの構築・運用に必要な財政的支援及び、みえライフイノベ  ーション推進センターを継続的に運用するための財政的支援につい  て優先配分すること。  ２　「みえライフイノベーション総合特区」において、機能性食品の表  示の拡大、研究開発を促進するための研究開発税制の恒久化など  規制の特例措置等を実現すること。３　総合特区の指定を受けた地  域に財政的支援を優先的に配分する制度に改革すること。 |
| 11 | ＩＣＴ・ビッグデータを活用した産業振興 | １　企業ネットワーク情報（業種間の「溝」や企業取引間の「ハブ企業」  等）を活用し、地域の産業集積のさらなる競争力強化を図るため、ＩＣ  Ｔ・ビッグデータによる企業ネットワーク情報の収集・分析に対する財  政 的支援や制度を創設すること。 ２　また、ＩＣＴ・ビッグデータを活用した新たなビジネスモデルの構築に  向けて、事業者のビジネスモデルの検討や地域をフィールドとしたモ  デルプロジェクトのための財政的支援や制度を創設すること。 |
| 12 | 七里御浜海岸における侵食対策の直轄事業化 | 発生が懸念される南海トラフ巨大地震の津波対策が急がれる中、七里御浜海岸における侵食対策については工事規模が著しく大きく、高度の技術、高度の機械力等が必要となることから、直轄事業化すること。 |
| 13 | 新宮川水系（熊野川）の総合的な治水対策のさらなる推進 | １ 紀伊半島大水害で計画規模を超える洪水が発生した熊野川(相野  谷川を含む）について、直轄管理区間の拡大による国の一元的な  管理により、効率的かつ効果的な堆積土砂撤去など再度災害防止に  向けた治水対策を推進すること。 ２ 複数の河川管理者やダム管理者が存在する新宮川水系におい  て、治水対策の推進や利水ダムの治水目的での運用をさらに改善す  るため、国によるマネジメントを強化すること。 |
| 14 | 国際産業ハブ港の実現に向けた四日市港の物流機能の強化 | １ 政令により国際戦略港湾とみなされている伊勢湾におけるコンテ  ナヤードの整備等に国際戦略港湾と同等の支援措置を適用するこ  と。 ２ 伊勢湾の意見を聴いたうえで、国際コンテナ戦略港湾政策を進め  　ること。 ３ 新物流センターを整備する民間事業者を支援する制度を創設する  　こと。 |
| 15 | 南海トラフ巨大地震への防災・減災対策の強化・推進 | １ 南海トラフ地震対策特別措置法における地方の防災・減災対策に  　対する支援を強化するとともに、南海トラフ巨大地震に関する法体系  や地震対策大綱、応急対策活動要領を整理すること。  ２ 南海トラフ巨大地震や津波を即時検知するための観測監視体制  　を早期に確立するとともに、地震・津波の予測に関する研究体制を強  　化すること。 |
|  | 項目 | 提言 |
| 16 | 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実 | １ 地方における自主的かつ安定的な財政運営に支障が生じないよ  　う、地方財政計画において地方公務員給与費を削減する措置は、平  成26年度以降行わないこと。 ２ 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な  　行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方  　の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。 ３ 地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が  　適切に発揮されるよう、臨時財政対策債による財政措置等によら  　ず、地方交付税法第６条の３第２項の規定に基づき法定率を引き上  　げることにより、地方交付税の原資を安定的に確保すること。 |
| 17 | 地域の実情に応じた農地転用規制の緩和 | １ 農地転用許可権限を地方に移譲すること（大臣協議の廃止と大臣  　許可権限の地方への移譲） ２ 防災やまちづくり、農村振興にも配慮した農地転用許可基準等の  緩和 |
| 18 | 地域の実状を踏まえた経営所得安定対策の見直しおよび日本型直接支払いの創設 | １ 行政による生産数量目標の配分などの「米政策」の見直しに際し  ては、生産者や集荷業者・団体等による地域での需給調整の取組状  況を十分に踏まえるとともに、生産現場で混乱を招かないよう対応す  ること。  ２ 「水田活用の直接支払交付金」 と「畑作物の直接支払交付金」に  　ついては、担い手が所得を確保し、再生産が可能となるよう、適切な  　交付単価を設定すること。  ３ 新たに創設される「多面的機能支払制度（農地維持支払）」は、国  　土保全や水源涵養など、国民全体が恩恵を受ける農業の多面的機  　能の維持管理が目的であることを踏まえ、意欲のあるすべての地域  　の取組を支援できるよう、新たな地方負担を生じさせない制度とする  　こと。 |
| 19 | 食材の不適切表示対策にかかる緊急提言 | １ 景品表示法に規定する優良誤認を招く食材の不適切表示につい  て、具体的な基準を示すとともに、外食の食材表示の義務化や表示  に関する統一的な規制を行うなど、食材の表示に関して事業者にわ  かりやすい対策を進めること。 ２ 事業者におけるコンプライアンスの欠如や景品表示法の知識不足  　は、食材の不適切表示につながるため、今年度、景品表示法の周知  　徹底を図るために、消費者行政活性化基金を活用できるよう対象を  　拡大するとともに、平成26年度以降についても必要な財政的支援を  　実施すること。 ３ 国と地方が協力連携しながら食品表示の適正化を図れるよう、事  業者が景品表示法の指示に従わない場合、都道府県知事が措置を  命じることができるようにするとともに、調査や立入検査について、国  をあげて体制を強化するほか、国と県の役割分担を明確にすること。 |